

農業研修受入ができる市町村等

市町村名	事業名	対象者	支援措置の内容	募集期間	募集人数	HPアドレス	窓口・問い合わせ先
昭和村	昭和村新規農業参入推進事業	以下の要件を全て満たす者 ・18歳以上 ・昭和村に居住、または今後5年以上、昭和村に居住し、中核的農業者となり得る者(認定就農者、認定新規農業者を指す) ・研修終了後直ちに就農する者	○ 研修期間 1年 ○ 研修場所 村内農家 ○ 研修内容 宿根カスミノウの栽培及び経営計画 ○ 研修費用助成 指導農家への謝礼金(指導農家へ支払) 研修を終えた方は下記の支援制度があります ●初期経営支援 カスミノウ苗の購入代金の1/2助成(上限50万円、2年間) ●農地代助成 地代の1/2(上限1万円、3年間) ●就職奨励金 10万円(就農した場合10万円支給) ●住宅・作業小屋家賃助成 家賃の1/2(上限1万円、3年間) その他、県補助事業、県農業制度金融制度について、導入支援	毎年4月1日～10月末	2組	www.vill.showa.fukushima.jp/	産業建設課産業係 0241-57-2117
下郷町	新規就農者研修支援事業	①下郷町認定農業者及び下郷町認定新規就農者 ②農業経営開始時の年齢が18歳以上60歳未満の者	○1人当たり月額8万円を助成する。 最長1年間(年2回交付) ・交付条件 研修終了後、町内で新規に就農が見込まれる者	随時	上限は定めていない	http://town.shimogo.fukushima.jp/	産業課農政係 0241-69-1188
只見町	只見町新規農業参入者支援事業(研修支援)	以下の条件を全て満たす者 ・町内に住所を有し、新たに農業を始める者 ・18歳以上60歳以下の者であって、18歳以上60歳以下の同居の親族がいる者 ・町内に居住し10年以上就農することが確約できる者 ・就業計画を策定し、認定を受けた者	○研修期間 1年以内 ○研修場所 町内農家 ○研修内容 施設園芸作物(トマトなど)の栽培及び経営計画 ○研修助成金 8万円/月 ※就農前の研修を対象	随時	予算範囲内	http://www.tadami.gr.jp/lifeguide/cat01/cat3/000028.html	農林振興課農政係 0241-82-5230
南相馬市	南相馬農業復興チャレンジ塾	南相馬市の農業の復興に関心があり、意欲のある方(※対象者は、概ね18歳～50歳程度で、市外の方でも申込可能)	研修カリキュラム 1.講師による講義 2.塾生による農業経営の調査研究 3.塾生への個別経営指導 4.先進地視察調査	4/3(月)～4/17(月) ※ <del>4</del> 切後も随時募集	30名程度(継続塾生含む)	https://www.city.minamisoma.lg.jp	経済部農政課振興係 024424-5261
白河市	しらかわ農業未来塾の活動支援	しらかわ農業未来塾 ・市内の新規就農者 ・原則年齢が満45歳未満である者で構成	・しらかわ農業未来塾では、青年就農者を対象とした経営に関する学習会、先進農業施設・先進農家への視察研修などを随時行っている。 ・市内の新規就農者を対象に、しらかわ農業未来塾の活動を周知し、若手の農業者同士の繋がりを深め、地域で知識や情報を共有することを目的とし、参加を促す。	随時	-	-	産業部農政課(農業振興係) 0248-22-1111(内線2224)